

私たちの共済年金 財政再計算に向けて

—— 共済年金の現状について ——

組合員の皆さまが加入している共済年金では少なくとも5年ごとに「財政再計算」を行うこととされており、来年はその年にあたります。

そこで、財政再計算についてご理解を深めていただくために、今回は、共済年金の財政の現状等を紹介します。今後も財政再計算に関する情報を、リーフレット等でお知らせしていきたいと考えています。

財政再計算とは

共済年金制度の運営は、組合員の皆さまが納める掛金や国等からの負担金などの収入と共済年金の支給などの支出とが長期的に均衡し、安定していなければなりません。

収入と支出は、直近の実績などに基づいて将来を予測して計算しますが、5年ごとに算定基礎を見直し、将来、支出する年金と保険料が見合うように計算し直すことを財政再計算といいます。

なお、昨年公布された「被用者年金一元化法」により、平成27年10月からは組合員の皆さまも厚生年金に加入することとなり、保険料率も経過措置を設けて厚生年金の保険料率に統一されることとなります。

今回の財政再計算では、収支見通しを作成した上で、組合員の皆さまが厚生年金に加入するまでの間の保険料率を算定することとなります。

目 次

- ・ 財政再計算とは 1
- ・ 組合員数と年金受給権者数の現状 2
- ・ 組合員と退職共済年金受給権者の年齢構成の現状 3
- ・ 年金財政のしくみ 4
- ・ 年金財政の収支状況 5
- ・ 現在の保険料率について 6
- ・ 被用者年金制度の一元化後の保険料率について 7

国家公務員共済組合連合会

組合員数と年金受給権者数の現状

～組合員が支える年金受給権者が年々増加～

年金を支える側である組合員数や支えられる側である年金受給権者数の増減は、年金財政に大きな影響を及ぼします。

組合員数

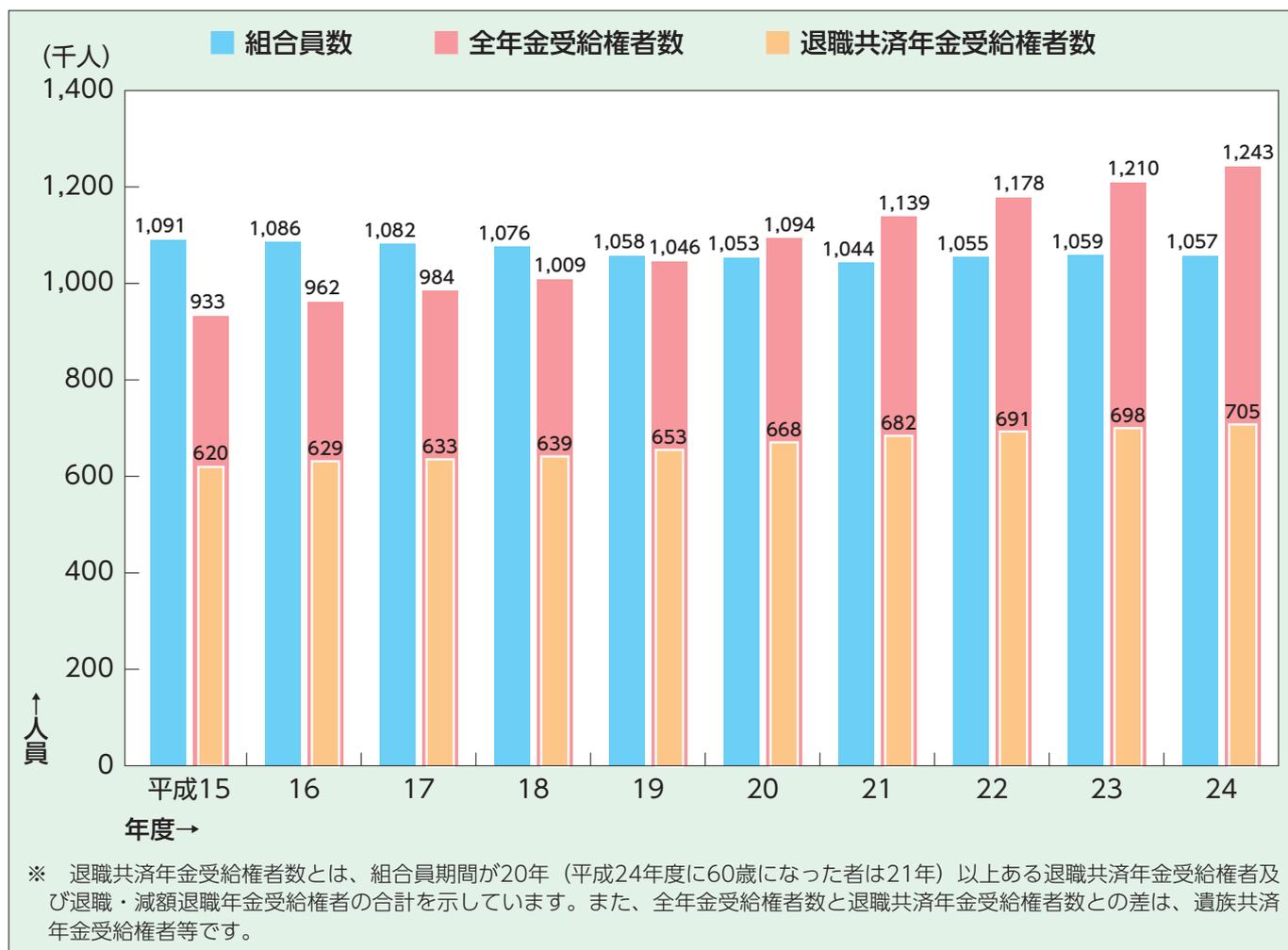
組合員数は、平成15年度末では109万1千人でしたが、定員削減などにより平成24年度末には105万7千人に減少しています。ただし、近年、医療施設に勤務する組合員が増加していることもあり、組合員数は横ばいで推移しています。

年金受給権者数

年金受給権者数は、平成15年度末は93万3千人でしたが、平成24年度末には124万3千人と増加しています。このうち、退職共済年金受給権者数（※）については、平成15年度末の62万人が平成24年度末には70万5千人となっています。

したがって、平成24年度末においては、1人の年金受給権者を組合員0.85人（平成15年度末では1.17人）で、1人の退職共済年金受給権者を組合員1.5人（平成15年度末では1.76人）で支えていることになります。

○組合員数と年金受給権者数の推移(各年度末)



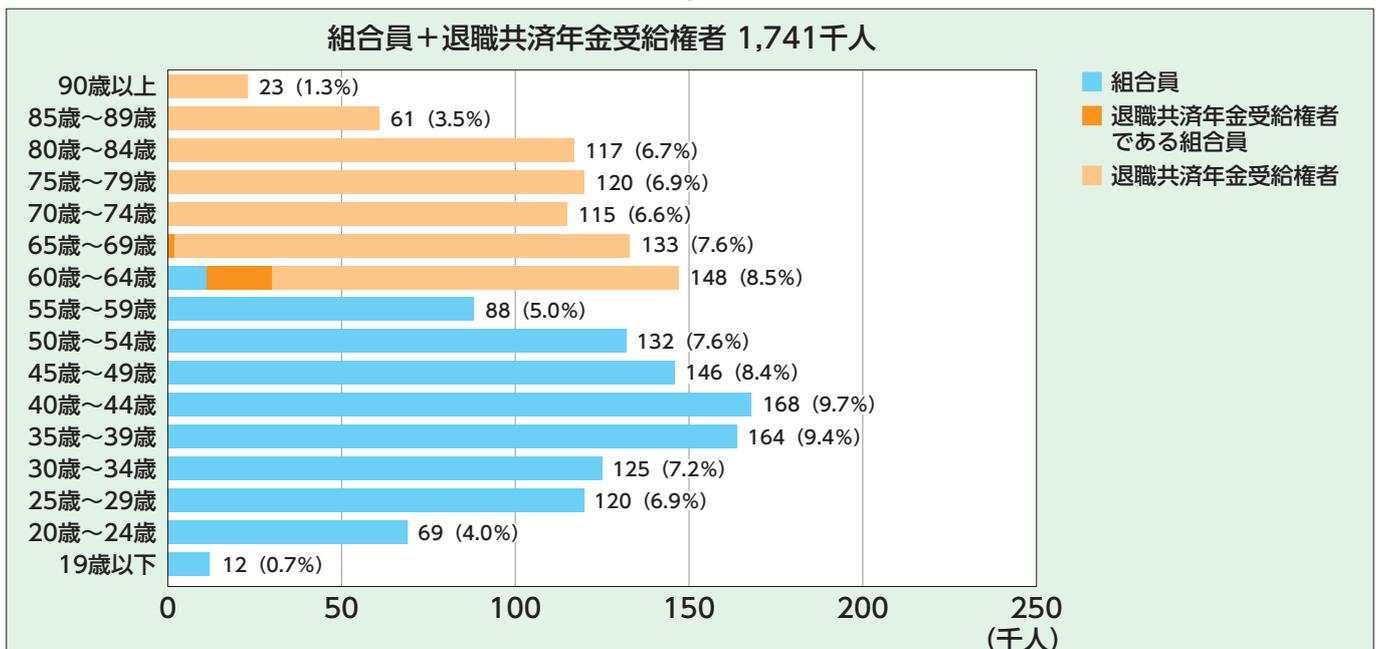
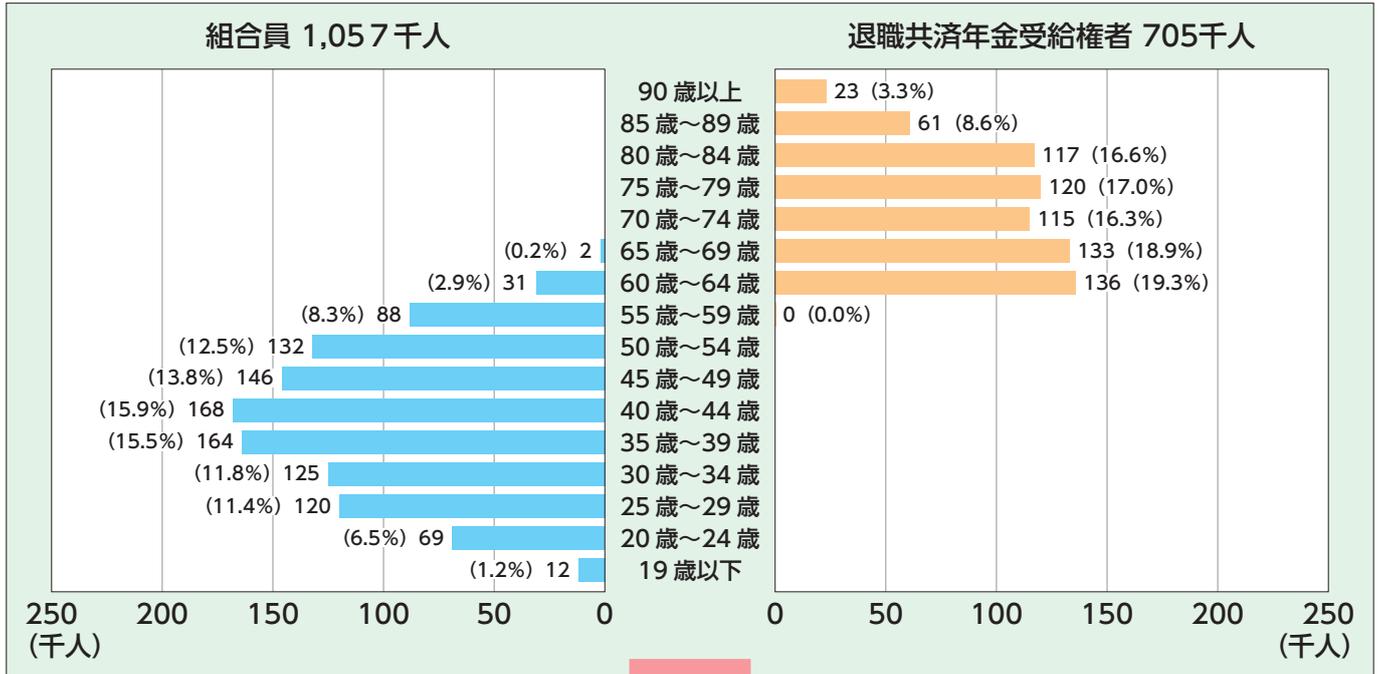
組合員と退職共済年金受給権者の年齢構成の現状

～組合員、退職共済年金受給権者ともに平均年齢が上昇～

平成24年度末における全組合員の平均年齢は40.6歳（平成15年度末では39.9歳）となっており、年齢構成では40歳～44歳が15.9%と最も多くなっています。

一方、退職共済年金受給権者（※）の平均年齢は73.6歳（平成15年度末では71.8歳）となっており、年齢構成では60歳～64歳が19.3%と最も多くなっています。

○組合員及び退職共済年金受給権者の年齢別分布状況(平成24年度末)



※ 退職共済年金受給権者とは、組合員期間が20年(平成24年度に60歳になった者は21年)以上ある退職共済年金受給権者及び退職・減額退職年金受給権者の合計を示しています。なお、組合員期間を20年以上有する60歳未満の既退職者は、この受給権者数に含まれないことに留意する必要があります。また、「退職共済年金受給権者である組合員」とは、年金が決定されている組合員をいいます。

(注) ()内は、構成割合(%)を示しています。

年金財政のしくみ

年金財政における収入の主なものとしては、組合員の皆さまが納める掛金と事業主が納める負担金からなるいわゆる保険料収入、基礎年金の公経済負担金収入、恩給期間等の給付に係る追加費用収入や積立金にかかる運用収入等があります。

一方、支出の主なものとしては、年金給付にかかる費用や基礎年金拠出金の拠出等があります。

掛金

組合員の皆さまが負担する保険料で、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に対して所定の掛金率を乗じて算定された額をいいます。

負担金（事業主負担）

組合員の使用者である事業主が負担する保険料の負担金（掛金と同額）のほか、恩給期間等の給付に係る追加費用などをいいます。

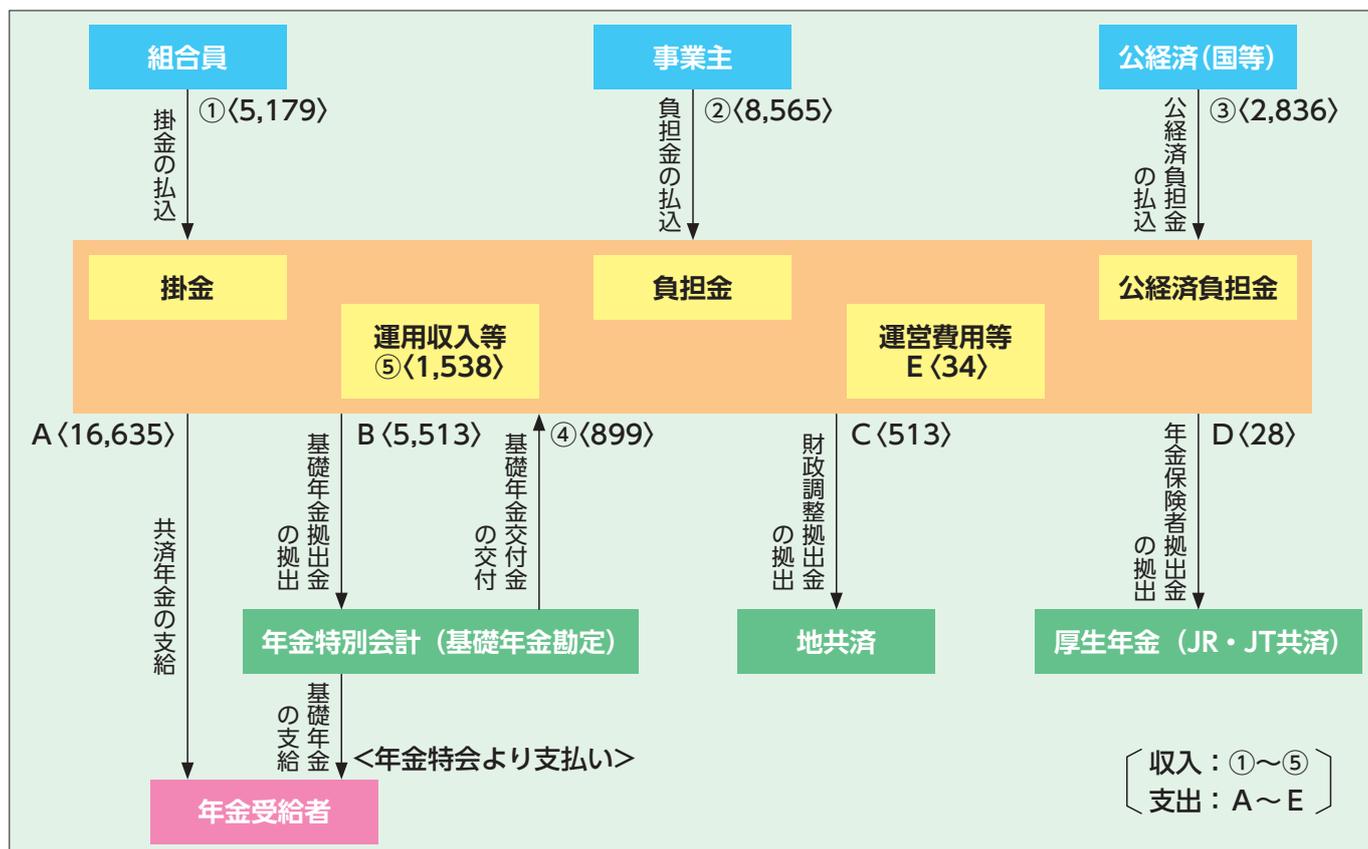
公経済負担金

基礎年金拠出金の1/2などについての国等の負担金をいいます。

基礎年金拠出金

昭和61年から全国民に基礎年金（国民年金制度）が適用されたことにより、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、組合員及び被扶養配偶者の人数に応じて算定された額をいい、年金特別会計基礎年金勘定に拠出しているものです。

○【年金財政のしくみ】（平成24年度の概念図、単位：億円）



年金財政の収支状況

組合員の皆さまからの掛金、事業主等からの負担金、積立金の運用収入等を受け入れて年金の給付費用に充てています。

収支状況を収入に対する支出の割合を示す収支割合^(注1)で見ると、平成15年度から19年度までは100%を下回っていましたが、平成20年度以降は100%を上回っています。すなわち、平成19年度までは収入が支出を上回り、その剰余を後年の給付のために積立金として積み立ててきましたが、平成20年度から24年度までは支出が収入を上回り、積立金の一部を取り崩して給付費用に充てています。

なお、平成21年財政再計算では、平成30(2018)年度まで積立金の取崩しが続き、その後平成52(2040)年頃まで積立金が積増しされる見込みとなっていたところです。

○収支状況の推移



(注1) 収支割合とは、その年度の収入が、その年度の支出にどれだけ充当されているかの割合をいいます。

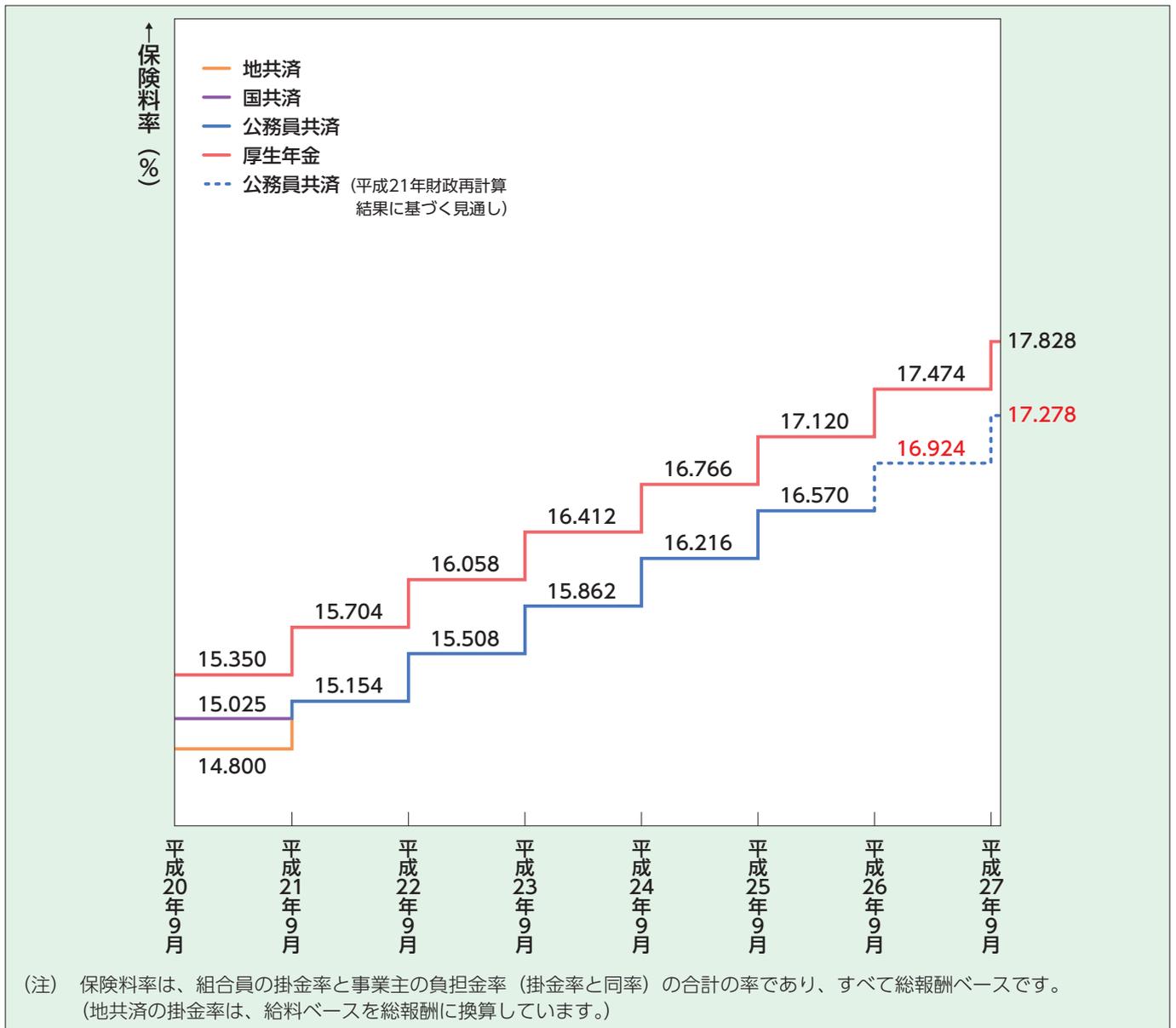
$$\text{収支割合 (\%)} = \text{支出} \div \text{収入} \times 100$$

(注2) 財政調整拠出金とは、平成16年度以降、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の財政単位を一元化したことに伴って、両制度間で実施している財政調整による拠出金のことです。

現在の保険料率について

国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の保険料率は、両制度で財政単位を一元化したことにより平成21年9月に統一することとされました。その時点の保険料率は15.154%でしたが、その後は厚生年金と同じ引上げ幅（0.354%）で毎年9月に引上げを行っており、平成25年9月現在の保険料率は16.570%となっています。

○保険料率の推移



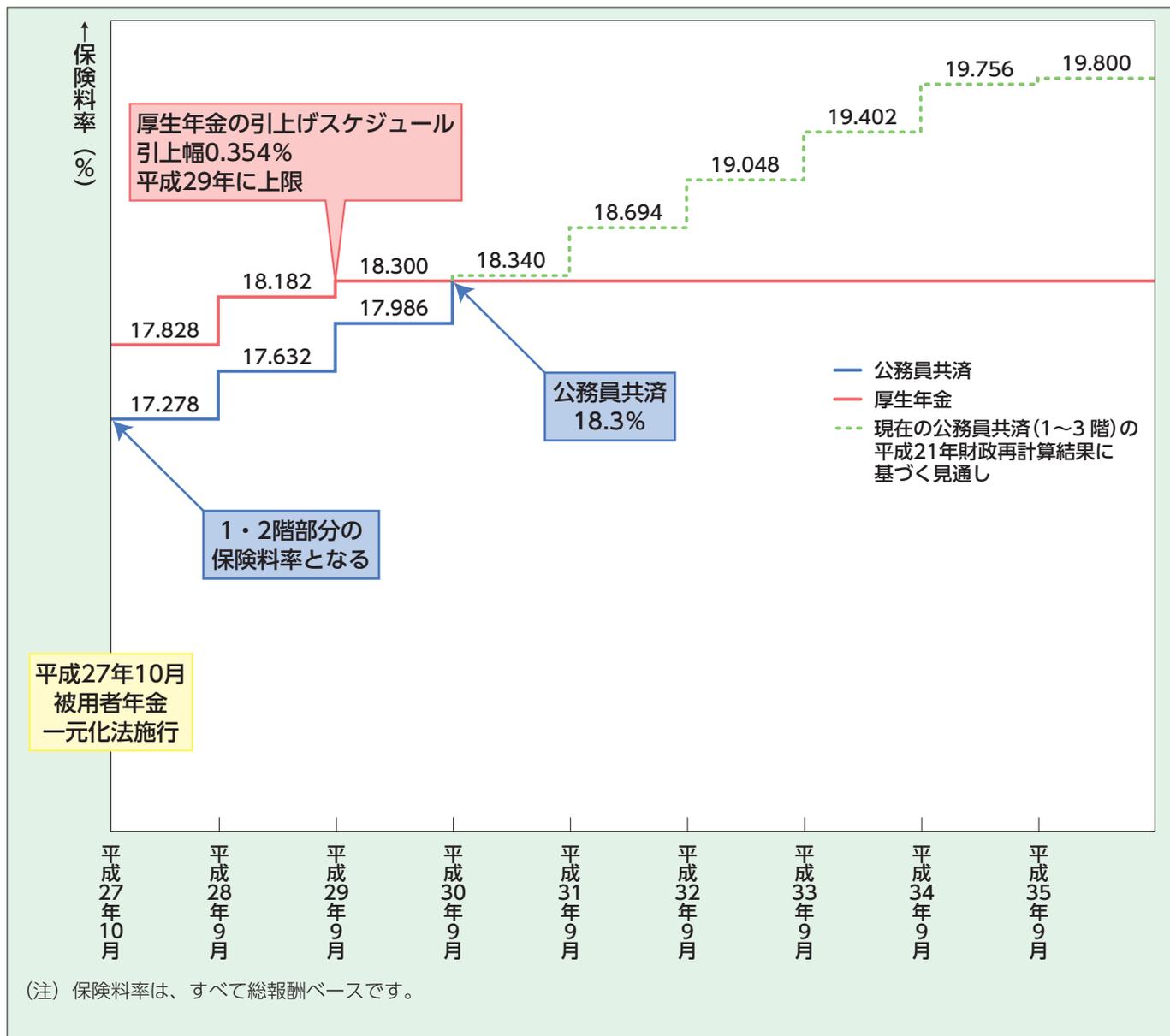
被用者年金制度の一元化後の保険料率について

平成21年の財政再計算結果に基づく見通しでは、保険料率を毎年0.354%ずつ引き上げ、平成35年以降は19.8%で一定とすれば公務員共済全体で収支の均衡が保たれる見通しとなっていました。

その後、昨年8月に「被用者年金一元化法」が公布され、「共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率（上限18.3%）に統一する。」こととされました。具体的には、平成27年10月時点の保険料率は、平成21年財政再計算では職域部分（3階部分）を含めて17.278%と見込まれていましたが、被用者年金一元化法により、これが公務員の1・2階部分（厚生年金）の保険料率とされました。そしてこの保険料率は、毎年9月に0.354%ずつ引き上げられ、平成30年以降は厚生年金の保険料率（上限18.3%）に統一されることとなります。

なお、平成27年10月には従来の職域部分が廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されますが、以後、厚生年金の保険料とは別に、この新たな年金のための保険料（保険料率の上限1.5%）が加わることとなります。

○保険料率の推移



おわりに

次回以降は、財政再計算の仕組み、財政再計算結果等に関する情報をお知らせしたいと考えています。



お知らせ

年金加入記録の確認や将来受取る年金額を試算したいときは…

KKRホームページ <http://www.kkr.or.jp/> にアクセスして

「KKR年金情報提供サービス」 をご利用ください。

現在組合員および元組合員の方を対象に、「ユーザー IDとパスワード」を取得いただくことで、いつでもパソコンであなたの年金額の試算が可能となり、組合員期間や標準報酬等の情報も確認できるインターネットによる年金情報提供サービスです。

初めてご利用される場合は、ホームページからの申請に基づき、後日、当会より「ユーザー IDとパスワード」を郵送いたします。

ご利用対象者	現在組合員および元組合員の方
情報提供内容	組合員期間情報・標準報酬情報・年金額試算情報 退職一時金返還額情報（該当者のみ提供）
ご利用方法	<p>▶ http://www.kkr.or.jp/ <input type="text" value="kkr"/> <input type="button" value="検索"/></p> <p>KKRホームページにアクセスして「KKR年金情報提供サービス」をクリックしてください。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; display: inline-block;">KKR年金情報提供サービス </div>
ご利用時間	365日、24時間（なお、システムメンテナンス等のため、一時的にサービスを停止する場合があります。）
ご利用環境	対応OS Microsoft Windows XP / Windows Vista / Windows 7 Webブラウザ IE6 / IE7 / IE8 / IE9 Macについては、当会のシステムに対応しておりませんので、ご了承ください。 （ホームページより「KKR年金情報提供依頼書」をダウンロードのうえ、郵送にてご依頼ください。）
お問い合わせ先	国家公務員共済組合連合会 年金部 年金情報提供サービス担当 〒102-8082 千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎 ☎03-3265-8141 (代表)

平成25年10月発行

国家公務員共済組合連合会

〒102-8081

東京都千代田区九段南 1-1-10 九段合同庁舎

TEL 03-3222-1841

<http://www.kkr.or.jp/>